

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月30日
【会社名】	株式会社タカキュー
【英訳名】	Taka-Q Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 大森 尚昭
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年5月30日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金へ、及び会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金への振り替えを行なう。

(1) 利益準備金の額の減少

利益準備金の額500,000,000円につき繰越利益剰余金への振り替えを行なう。

利益準備金の額の減少が効力を生じる日

2024年5月30日

(2) 剰余金の処分

その他資本剰余金の額3,468,465,637円につき繰越利益剰余金への振り替えを行なう。

剰余金の額の減少が効力を生じる日

2024年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に向け、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任する規定の新設、取締役の員数の変更、監査役会及び監査役にに関する規定の削除等、所要の変更を行う。

(2) 執行役員制度の導入に向け、執行役員に関する規定の新設、社長を取締役から選定すべきものとする規定の変更等、所要の変更を行う。

(3) 会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任免除することができる旨の規定の新設、及び会社法第427条第1項に基づき、当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大森尚昭、林宏夫の2名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岸本雄介、古川徳厚、河手優美の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、西村俊輝を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、総額で年額400百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を、総額で年額50百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	159,264	1,597	-	(注)1	可決 98.15
第2号議案 定款一部変更の件	159,066	1,795	-	(注)2	可決 98.03
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 大森 尚昭 林 宏夫	153,955 155,033	6,906 5,828	- -	(注)3	可決 94.88 可決 95.54
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 岸本 雄介 古川 徳厚 河手 優美	156,583 156,287 154,300	4,278 4,574 6,561	- - -	(注)3	可決 96.50 可決 96.32 可決 95.09
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 西村 俊輝	157,430	3,431	-	(注)3	可決 97.02
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額設定の件	157,627	3,234	-	(注)1	可決 97.14
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件	157,630	3,231	-	(注)1	可決 97.15

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会に出席した株主のうち議案への賛成、反対及び棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、確認ができた一部の株主を除く本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算していません。

以上